

大田区バリアフリー基本構想「すいすい」プランの改定に向けた中間報告について

まちづくり環境委員会
令和4年8月15日

まちづくり推進部 資料13番

所管 都市計画課

1. 大田区バリアフリー基本構想「すいすい」プラン

区では、バリアフリー法に基づき、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用上の利便性・安全性を促進するとともに、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指し、街なかの移動等円滑化に取り組んでいる。

➤ 移動等円滑化の目標
「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされる街 おおた

現行計画「すいすい」方針、「すいすい」プラン

移動等円滑化促進方針「すいすい」方針

- ・面的・一体的なバリアフリー化の方針
- ・バリアフリーについて考え方を共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想に繋げることをねらいとしたもの



大田区移動等円滑化推進計画

「すいすい」プラン【改定中】

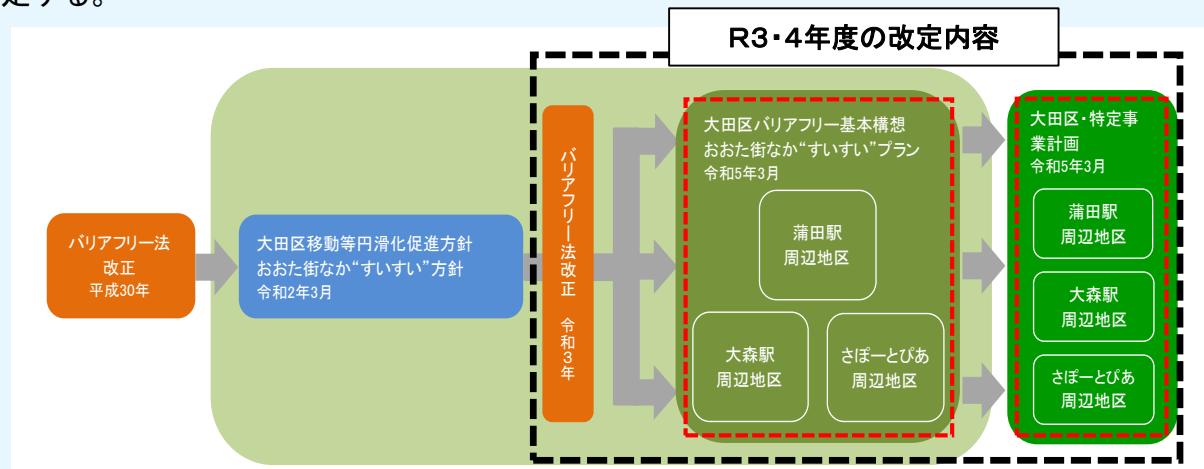
- ・蒲田駅周辺地区
- ・大森駅周辺地区
- ・さぼーとびあ周辺地区



2. 令和4年度の計画改定に向けて

計画改定に向けて

令和3・4年度の2か年を改定期間として、「蒲田駅周辺地区」「大森駅周辺地区」「さぼーとびあ周辺地区」の3地区を対象とした「大田区バリアフリー基本構想「すいすい」プラン」を策定する。



令和4年度スケジュール（予定）

	R4(2022)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
移動等円滑化推進協議会					★		★	○		★		
					【第29回】 方針案 提示		【第30回】 素案 提示	パブリック コメント実施		【第31回】 改定案 提示		
委員会					■			■			■	
					進捗 報告			素案 報告			改定案 報告	

3. « “すいすい” プラン » 改定のポイント

4つの改定ポイント

I バリアフリー整備の代替案（ソフト事業）による展開

- ・バリアフリーのハード整備に代わる、ソフト事業を設定する。
- ・人的対応などによるソフト事業により、ハード整備実施までの補完を行う。

NEW

II 新たに「心のバリアフリー事業」を設定

- ・心のバリアフリーの取組みについて、区民、事業者と意見交換を行い、新たに特定事業を設定する。

NEW

III 重点整備地区の区域拡大

- ・現行の重点整備地区（蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとびあ周辺地区）を中心に、500m～1km程度の徒歩圏内を対象として、新たに区域を拡大する。

Update

IV 生活関連施設及び生活関連経路の見直し

○生活関連施設

- ・バリアフリー法の改定などに基づき、「教育施設」を新たに生活関連施設に指定する。
- ・生活関連施設について、バリアフリー整備の共通項目を設け、総合的な水準向上を図る。

Update

○生活関連経路

- ・重点整備地区を対象に「まち歩き点検」を実施し、区民及び事業者部会と取組み内容を検討したうえで、特定事業を設定する。
- ・「まち歩き点検」を計画的に実施するために、対象区域、実施順序等を検討する。

大田区バリアフリー基本構想「すいすいプラン」の改定に向けた中間報告について

4. “すいすい”プラン改定内容について

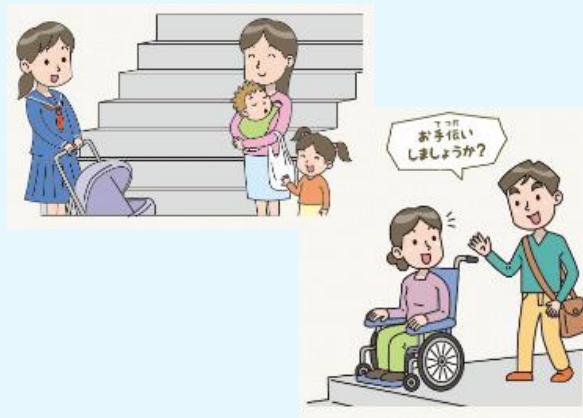
I バリアフリー整備の代替案（ソフト事業）による展開

各事業者において、バリアフリーのハード整備が難しい場合、代替案となるソフト事業の実施を促し、ハード整備を実施するまで、施設等の利便性・安全性を補完する。

代替案（ソフト事業）の計画への位置づけ

事業者が実施する代替案は、「特定事業計画」にて、実施内容、実施時期などを記載する。

また、事業の進捗管理を行い、ソフト事業の実施状況やハード整備に向けた検討状況を把握する。



II 教育啓発特定事業（心のバリアフリー事業）を設定

心のバリアフリーとは、心の障壁（バリア）を取り除き、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を推進することで、“すいすい”プランの改定に伴い、新たに特定事業を設定する。



出典：政府広報オンライン 知っていますか？ 町の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」

教育啓発特定事業について

「心のバリアフリーに関する取組み」は、バリアフリー法にて「教育啓発特定事業」に位置づけられる。

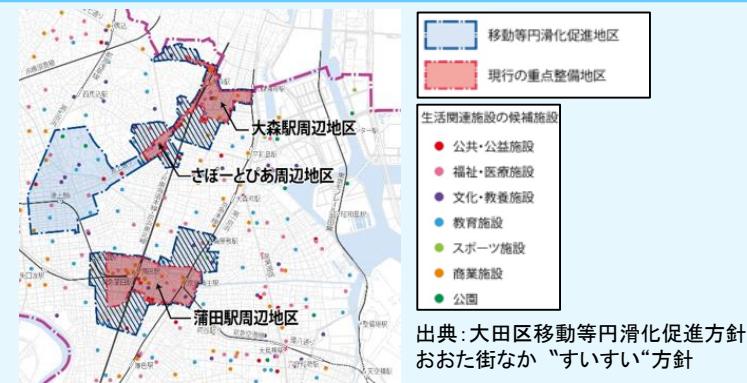
「教育啓発特定事業」を行う事業者については、事業内容等を示し、実施義務に基づき、心のバリアフリー事業を行う。

	特定事業の内容
公共交通特定事業	○特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、案内表示等）の整備、これに伴う構造の変更 ○道路におけるバリアフリー化のための施設等（歩道、案内標識、車止めの反射テープ等）の設置
道路特定事業	○バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の段差、勾配の改善等）
建築物特定事業	○特別特定建築物（特別支援学校、官公署等、不特定かつ多数者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの。特定建築物と重複する施設もある。）における建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）のバリアフリー化の整備 ○全部又は一部が生活関連経路である特定建築物（公共用歩廊等）における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	○高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機 ○歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等 ○生活関連経路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業	○移動等円滑化に関する児童や学生などの理解を深めるための研修やセミナーなどの実施（学校と連携して行う教育活動、学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室、障がい当事者によるセミナー、旅客施設等におけるバリアフリー教室、障がい当事者を講師とした、住民向けバリアフリー講演会や公共交通事業者等の従業員を対象とした研修等） ○移動等円滑化の促進に関する理解の増進又は啓発活動の実施（優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

III 重点整備地区の区域拡大

計画改定に伴う区域

- ・ 赤色：現行区域（継続）
- ・ 青色斜線部：新規区域



IV 生活関連施設及び生活関連経路の見直し

生活関連施設

- ・ バリアフリー法の改正等に基づき、「教育施設」を新たに追加する。
- ・ バリアフリー整備の共通事項を設け、総合的な水準向上を図る。

種類	対象範囲
旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
公共・公益施設	区役所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
福祉・医療施設	高齢者・障がい者福祉施設、病院等
文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
教育施設	公立小学校、公立中学校等
スポーツ施設	総合体育館
商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
宿泊施設	都市ホテル（床面積1,000㎡以上のもの）

生活関連施設の特定事業候補（共通事項）

- 道路及び駐車場から建物出入口までのバリアフリー化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 階段の段鼻の視認性の改善
- エレベーターの設置
- オストメイト対応トイレの設置
- 車いす使用者用トイレの設置
- トイレで緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置*
- トイレでの異性介助のための設備の改善*
- 授乳室、ベビーベッド等子育て支援環境の整備
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善
- 駐車場がある施設における、障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースの確保

* 施設の用途や規模、各業種に応じたガイドライン等を踏まえて検討するものとする。

生活関連経路

- ・ 「まち歩き点検」を実施箇所を対象に、特定事業を設定する。⇒ **利用者の声を反映したバリアフリー事業を実施**
- ・ 「まち歩き点検」の対象区域、実施順序を示す方針を検討する。⇒ **「まち歩き点検」の計画的な実施と課題の更新**



まち歩き点検の様子（令和3年度実施）



まち歩き点検ルート（令和3年度実施）